

伊奈中学校における
携帯電話の取扱い等に関するガイドライン

令和3年7月

つくばみらい市立伊奈中学校

目 次

伊奈中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインの策定にあたって はじめに	1 ページ
I 伊奈中学校における携帯電話の取扱い等に関する方針	2 ページ
II 校内に携帯電話の持込みを認める例外的な措置	3 ページ
1 携帯電話の持込みを認める例外的な措置について	
2 携帯電話の持込みを申請する際の手順について	
3 登下校中や学校での携帯電話の取扱い等について	
4 持込み可能な携帯電話について	
5 保護者が、生徒に携帯電話を持たせるにあたっての責任について	
III 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導	5 ページ
1 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導について	
2 いじめやトラブル等が発生した場合の対応について	
3 学校・児童生徒・保護者が連携したルール作りについて	
○「様式1」携帯電話の取扱い等に関する同意確認書	7 ページ
○「様式2」学校への携帯電話持込み許可証	8 ページ
○「別紙1」例外的な措置として校内に持込みを認められた 携帯電話の保管方法等	9 ページ

「伊奈中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」 の策定にあたって

はじめに

文部科学省は、平成21年1月30日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」において、小中学校への携帯電話の持込みを原則禁止する方針を示しました。本校も、これまでこの方針に基づき、学校への携帯電話の持込みは原則禁止としてきました。

高度情報社会が進む中で、生徒を取り巻く環境は、大きく変化してきました。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高価課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害者が増加しています。本校においても、インターネットを介したいじめやトラブルが毎年起こっています。

これらの問題に対応するために、本校においては、生徒及び保護者を対象に安全なメディアの使い方を身に付けさせることが大切であると考え、情報教育やSNS安全利用講演会等を推進してきました。

近年、自然災害発生時や生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急の連絡手段として活用したいという声が高まってきました。そのため、文部科学省は、学校における携帯電話の取扱い等を見直し、令和2年7月31日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（以下「令和2年通知」）において新たな方針を示しました。

そこで、令和2年通知及びこれまで推進してきた携帯電話への基本方針を踏まえ、以下に「伊奈中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」を策定することとしました。

なお、本校においては、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」を受けて、「生徒の学びの保障」を目的として、令和2年度末までに通信環境の整った「1人1台端末」の整備が完了しています。今後は、登下校中の防犯・防災も含めて「1人1台端末」を様々な活用することが想定されますが、現状では、活用の指針を検討している段階であるため、本ガイドラインは、「1人1台端末」の活用については触れていません。今後の検討に応じて、加筆変更する予定です。

伊奈中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン

I 伊奈中学校における携帯電話の取扱い等に関する方針

- 1 生徒の携帯電話の所持は推奨しない。
- 2 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。
- 3 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない理由がある場合は、例外的に持込みを認めるものとする。

令和2年7月31日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」の中で、小中学校において、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであると示された。中学校においては、「一定の条件」が整えば、「学校又は、教育委員会として、持込みを認めることができる」という項目も記載された。

携帯電話が急速に普及し、便利なツールとなる一方で、ネット依存やSNSを介した犯罪被害等、携帯電話の使用に関するトラブルは急増傾向にあり、学校に持ち込むことで危険性が高まることが予想される。また、学校に携帯電話を持ち込むことによって、破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩など、教育活動に支障が生じる恐れがある。

令和2年6月24日付文部科学省「学校における携帯電話の取り扱い等に関する有識者会議」審議のまとめ（上記通知はこの審議のまとめを踏まえて発出された）には、中学校における学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止としつつも、一定の条件のもと、持ち込みを認めることが妥当と考えられると記載されている。また、有識者会議が教育関係団体に行ったヒアリング内容（概要）には、中学校においては、諸々の課題点を踏まえ、学校への携帯電話の持ち込みについては、現時点で認めるのは時期尚早であると記載されている。

以上のことから、本校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止を継続し、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認めることとする。

Ⅱ 校内に携帯電話の持込みを認める例外的な措置

1 携帯電話の持込みを認める例外的な措置について

携帯電話の持込みを認める例外的な措置としては、利用目的を登下校中の防災・防犯に限定し、家族との連絡を原則とする。

(例えば、遠距離通学(文部科学省は6km超を基準としている)の際に一人で歩く区間が長い場合、生徒の安全確保が困難な場合や、公共交通機関を利用した通学をせざるを得ない場合などが考えられる。)

2 携帯電話の持込みを申請する際の手順について

保護者が、登下校時や災害時の緊急の連絡手段として、携帯電話の学校への持込みを求める手順は、以下の通りとする。

- (1) 保護者は、携帯電話を学校に持込みたい理由を明らかにして、担任に伝える。
- (2) 保護者と生徒は、学校長宛に「携帯電話の取扱い等に関する同意確認書」(様式1)に必要事項を記入し、学校に提出する。同意確認書は毎年提出する。
- (3) 学校は、提出された同意確認書の内容を生活指導部会で検討し、必要があれば、保護者と面談等を行い、同意内容やその他の注意事項について確認する。
- (4) 学校は、携帯電話の持込みを妥当と判断した場合、保護者に「学校への携帯電話持込み許可証」(様式2)を交付する。

3 校内や登下校中での携帯電話の取扱い等について

- (1) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害や犯罪に巻き込まれる等緊急の場合以外には、携帯電話を使わない。
- (2) 校内では、認められた場合以外は、携帯電話を使わない。また、保管方法等(別紙1)については、学校の指示に従う。
- (3) 事前に提出した同意確認書の内容を生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、学校への携帯電話の持込みを一時的に、または長期的にわたって制限する等の措置をとる。
- (4) 校内及び登下校中における携帯電話の破損・盗難・紛失・取り違え・個人情報漏洩等については、本人及び保護者の責任とする。
- (5) 災害等の緊急時以外で、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしない。

- (6) 泊を伴う旅行的行事（修学旅行や宿泊学習等）の際は、携帯電話の持込みを認めない。
- (7) その他、学校が示したルールに従う。

4 持込み可能な携帯電話について

本方針及びガイドラインにおける「携帯電話」とは、①子供向け携帯電話、②フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）、③スマートフォンとし、適切なフィルタリングやパスワードが設定されたものとする。そのパスワードは、保護者が必ず知っていることとする。

※携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、タブレット型端末については、付属品を含めて「携帯電話」には含めない。

5 保護者が、生徒に携帯電話を持たせるにあたっての責任について

保護者が、各家庭で生徒に携帯電話やインターネット等を利用させる場合には、その使用方法等について、以下を参考に十分注意し、管理するものとする。

- (1) 携帯電話を生徒に持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断する。また、使用するアプリケーションについても、使用前に必ず生徒と確認する。
- (2) 生徒に携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを生徒と共に話し合いながら決め、適切なフィルタリングやアプリケーションの使用制限等を必ず設定し、保護者として責任を持って使用方法や使用時間等の管理及び、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。
- (3) 個人情報等の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫を行う。パスワードは必ず保護者が知っておく。
- (4) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを生徒と確認して、保護者の責任のもとで守らせる。

Ⅲ 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導

1 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導について

学校は、高度情報社会を主体的に生き抜く力を生徒に身に付けさせる必要があることから、携帯電話の所持に関わらず、全ての児童生徒に対して情報活用能力を育成するための指導を行う。また、ネット依存やゲーム障害等についても併せて指導することとする。

指導に当たっては、以下の点を参考にする。

参考1 学校で指導すべき危険・トラブルの例

- 長時間の使用による生活習慣の乱れやネット依存、ゲーム障害、学習意欲の低下、「ながらスマホ」による危険について
- SNS等を介したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自撮り被害」）について
- 違法行為や社会で許されない行為をSNS等へ投稿したことによるネットトラブルについて
- オンラインゲーム等での高価課金やゲーム障害について
- SNSで知り合った人と会うことで起こる連れ去りや性被害について
- その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、違法ダウンロード等）について

2 いじめやトラブル等が発生した場合の対応について

携帯電話に関するいじめやトラブル等が発生した場合、学校は、事実を確認し、関係する生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめ事案が発生した場合は、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で、迅速かつ適切な対応を行って、問題解決と再発防止に努める。

3 学校・生徒・保護者が連携したルール作りについて

文部科学省からは、生徒が自らを律することができるようなルールを主体的に作る機会を設ける必要性が示された。方法としては、学級活動での話し合いや、生徒会を中心とした学校全体でのルール作り、または、保護者集会等で保護者からの意見を参考にすることなどが考えられる。

参考2 学校・生徒・保護者が連携して作るルールの例

※インターネットやオンラインゲーム等についてのルールを含む

- 食事中は携帯電話を使わない、友達との連絡よりも家族との団らんを大切にす。
- 家庭では、リビングで使用し、平日30分、休日60分、21時以降は使用しないなど、使用場所と使用時間を具体的に決める。
- 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、SNSに投稿したりしない。
- 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品などの申し込みをしない。
- インターネット上で知り合った人とは会わない。
- 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- SNSやメールなどには、人の悪口や悪意のある内容など、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れなどのいじめ行為もしない。
- SNSを利用する際は、友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、すぐに返信することを強制しない。
- 原則として、他人に携帯電話を貸したり、借りたりしない。
- 上記以外の使い方については、必ず生徒と話し合っ、その都度ルールをつくる。

令和 年 月 日

つくばみらい市立伊奈中学校
校長 長塚 和徳 様

携帯電話の取扱い等に関する同意確認書

以下の同意確認事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、登下校中の生徒に携帯電話を所持させたいので同意確認書を提出します。

携帯電話を持込ませたいやむを得ない理由				
同意確認事項（同意できる場合には○印をつけてください）			保護者	生徒
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。他人に貸しません。			
2	保管方法等（別紙1）については、学校の指示に従います。			
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり、保護者に返却されること、一時的又は長期的に学校への携帯電話の持込みを制限されること等の学校の指導に従います。			
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。			
5	携帯電話を使用する目的は、原則として家族との連絡に限定します。			
6	携帯電話の適切な使用や使用時間、使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合い、ルールを定め、保護者が管理します。			
7	フィルタリングやアプリケーションの使用・時間制限及びパスワードを設定し、個人情報の流出や不正な使用、長時間の使用をさせない工夫をします。			
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。			
9	携帯電話の破損・盗難・取り違え・個人情報の漏洩等については、本人及び保護者の責任とします。			

____年 ____組 ____番 児童生徒氏名 _____ (生徒自筆)

保護者氏名 _____ (保護者自筆)

つくばみらい市立伊奈中学校
保護者 ○ ○ ○ ○ 様

学校への携帯電話持込み許可証

次の事項に同意することを条件に、登下校時の携帯電話の所持を許可します。
期限は、令和 年 月 日までとします。

令和 年 月 日 つくばみらい市立伊奈中学校 校長 長塚 和徳 印

同意確認事項	
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話を使わない。他人に貸さない。
2	保管方法等（別紙 1）については、学校の指示に従う。
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり、保護者に返却されること、一時的又は長期的に学校への携帯電話の持込みを制限されること等の学校の指導に従う。
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしない。
5	携帯電話を使用する目的は、原則として家族との連絡に限定する。
6	携帯電話の適切な使用や使用時間、使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合い、ルールを定め、保護者が管理する。
7	フィルタリングやアプリケーションの使用・時間制限及びパスワードを設定し、個人情報の流出や不正な使用、長時間の使用をさせない工夫をする。
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っている。
9	携帯電話の破損・盗難・取り違え・個人情報の漏洩等については、本人及び保護者の責任とします。

例外的な措置として校内に持込みを認められた携帯電話の保管方法等
(令和3年度)

伊奈中学校

1 基本的事項

- (1) 登校時から下校時まで、携帯電話は、授業等の教育活動の妨げにならないよう職員室に預ける。
- (2) 生徒から家庭等への連絡が必要になった場合は、公衆電話または学校の電話を使用する。

2 具体的な保管方法等

- (1) 携帯電話の持込みを認められた生徒は、登校後職員室に来室し、携帯電話の電源を切った上で担当教員に預け、保管名簿に預け入れのチェックをする。預け入れは朝の会前に行うものとする。
- (2) 担当教員は、生徒から預かった携帯電話を職員室内の所定の場所に保管する。
- (3) 携帯電話の持込みを認められた生徒は、下校前に職員室に来室し、教員から携帯電話を受け取り、保管名簿に受け取りのチェックをする。その後、電源を入れてかばんの中に入れる。
- (4) 下校時に受け取りを忘れた場合は、原則として職員室金庫に翌授業日まで保管するものとする。ただし、教員の勤務時間内(16:40まで)に返却できる場合はその限りではない。
- (5) 携帯電話の持込みを認められた生徒が所属する部活動において朝練習が行われる場合は、部活動顧問が預かるものとする。その他の預け入れ方法に関しては(1)に準ずる。

「学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて」（令和2年7月）
（概要）

1 背景

- (1) 近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
- (2) これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成21年度に発出した通知の見直しにかかる検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知。

2 学校種ごとの携帯電話の取扱い

(1) 小学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。
(平成21年の通知と同じ)

(2) 中学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。
(平成21年の通知と同じ)

または

- 一定の条件を満たした上で、学校または教育委員会を単位として持込みを認める。
(令和2年の通知で追加)

学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

- ①生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
- ②学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
- ③フィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定されていること。
- ④携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。